

コンクリートポンプ車ブーム折損事故
【重大災害に繋がる部位の点検について】

2021年1月30日

1.事故発生状況

- 【発生状況】 ①建築工事で床のコンクリートを打設中にコンクリートポンプ車のブーム（4段目）が折損（テーパ管1m+95Aホース7m）
- ②ブーム下部の立入禁止を徹底していたので、被災者無し

発生時 ブーム状況



伏せ時 折損部状況



折損部小口（天地逆）



小口に錆の発生が認められる

1.事故発生状況

当該機について

- ・ 2020年3月12日 (外部検査業者にて) 特定自主検査実施
- ・ 2021年1月6日 店社にて月例点検実施
- ・ 新車登録：2005年1月 16年経過
- ・ 特定自主検査では溶接ジョイント部についてはUT実施

2.事故発生原因 (メーカー見解)

- ①破断面の上面及び左舷材に赤錆
→以前より亀裂が存在 →点検、検査等で確認出来なかったか
- ②亀裂がある状態で打設作業、負荷により亀裂進展
→折損
- ③2020年3月の特定自主検査前からかどうかは不明
ブーム本体が露出部のため月次点検や日常点検において目視可能

3.再発防止対策

【検査業者】

厚生労働省安全衛生部安全課監修の特定自主検査記録表に則り、重大災害に繋がる部位は特に入念に行う

①ブーム装置

(超音波探傷検査、それ以外も亀裂、損傷等の検査を確実に実施)

②圧送装置 (輸送管、ホース、継手)

③旋回装置

④アウトリガー

⑤上記以外、特定自主検査記録表に従い実施する

【圧送協力会社】

①作業開始前点検を形骸化することなく行う

②ブームの目視点検をブーム配管点検と同時に行う

②月例点検を入念に行う